和歌山県歯と口腔の健康づくり条例(仮称)のあらまし

1 目的

この条例は、和歌山県における歯と口腔の健康づくり(以下、このあらましではわかりやすく「歯と口の健康づくり」といいます。)について、基本理念を定め、 県の責務並びに県民及び教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者、保険 者等の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本とな る事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の健 康の増進を図り、元気で健やかな生活の実現に寄与することを目的とします。

2 基本理念

歯と口の健康づくりは、子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など、県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口の健康づくりに取り組むとともに、住み慣れた地域において、必要な歯と口の保健医療サービスを受けることができるよう、環境を整備していくことを基本理念とします。

3 県の責務

県は、基本理念に基づき、本県の特性に応じた歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、県民、市町村、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者、保険者等との適切な役割分担のもとに、連携して実施する責務を有するものとします。

4 市町村との連携、協力等

県は、歯と口の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、住民に身近な保健 サービスを提供している市町村との連携、協力等に努め、市町村を支援するものと します。

5 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割

教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等は、基本理念にのっとり、歯と口の健康づくりの推進に努めるとともに、相互に連携及び協力を図るものとします。

教育関係者は、学校において、子どもの歯の健康状態に常に注意し、関心を抱き、

健全な食生活習慣の指導や歯磨き、フッ化物洗口などを家庭と連携して励行させる ことで、むし歯・歯周病の予防に努めるものとします。

保健医療関係者は、歯科と医科における予防と治療の連携、情報の共有、共同研究などを実践することで、協力して歯と口の健康づくりに努めるものとします。

福祉関係者は、高齢者、障がい者、介護を要する者、保育園児、被虐待児童等の 歯と口の健康状態に注意し、歯と口の機能の維持に努めるものとします。

6 事業者及び保険者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員に対して行う歯科健診等の歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとします。

保険者は、基本理念にのっとり、被保険者に対して行う歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとします。

7 県民の役割

県民は、歯と口の健康づくりが身体の健康づくりに深く関係し、重要であることを認識し、その知識及び理解を深めるよう努め、健全な食生活習慣を身につけ、かかりつけの歯科医の指導を受けるなど、生涯にわたり自らが主体的に歯と口の健康づくりを実践するよう努めるものとします。

また、保護者は、家庭において、乳幼児期、学齢期から成人に育つまでの子どもの歯の健康状態に常に注意し、関心を抱き、健全な食生活習慣や歯磨きの励行などでむし歯・歯周病の予防に努め、歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるものとします。

8 基本的施策の実施・推進

県は、歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる施策 を実施・推進するものとします。

- (1) 歯と口の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供
- (2) 市町村、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等との連携体制の構築
- (3) 市町村が行うフッ化物洗口等の科学的根拠のある効果的なむし歯予防対策、母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた歯と口の健康づくりに関する施策の支援・推進に関すること。
- (4) 歯科と医科の連携体制の構築の推進に関すること。
- (5) 成人期におけるむし歯対策及び歯周病対策の推進に関すること。
- (6) 高齢者の口腔機能の維持向上のための施策に関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

- (8) 障がい者、介護を要する者、被虐待児童等に対する歯科保健医療サービスの確保に関すること。
- (9) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいいます。)の普及啓発及び推進に関すること。
- (10) このほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策の推進に関すること。

9 歯と口の健康づくりに関する計画の策定

県は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、方針を定め、目標を掲げて、歯と口の健康づくりに関する計画を定めるものとします。

また、計画を定めたり、計画を変更したとき、そして計画の実施状況をとりまとめたときは、議会に報告するとともに、インターネットその他の適切な手段を用いて、県民に公表するものとします。

10 歯科保健等の実態調査

県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、県民の歯科保健等の実態について必要な調査を行うものとします。調査結果についてはインターネットその他の適切な手段を用いて、県民に公表するものとします。

11 いい歯の日・いい歯の月間

県は、県民の間に広く歯と口の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、11月8日を、いい歯の日とし、11月をいい歯の月間と定めるとともに、市町村、歯科医療に関係する団体等と連携し、県民運動として定着するよう普及と啓発に努めるものとします。

12 財政上の措置

県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとします。